

令和 3 年 2 月 9 日
学校健康推進課

「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」 の改訂について

1 主旨

世田谷区立小・中学校におけるアレルギー対応については、平成25年11月に改訂した「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」（以下「てびき」という。）に基づき、対応しているが、このたび国の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度）」の改訂を受け、てびきを改訂したことを報告する。

2 内容

別紙冊子「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」のとおり。

3 主な変更点

（1）「学校生活管理指導表」の様式の変更

調味料・だし・添加物などの極微量でもアレルギー反応が誘発されてしまう可能性があるため、「学校生活管理指導表」に主治医が調味料などの原因食物を記載できるように様式を変更した。

（2）除去食対応の変更

学校給食における除去食対応について、分量による対応（何gまでは可）は行わず、該当児童生徒に対する原因食物をすべて除いて調理した除去食を提供するものとした。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 4月 改訂てびきに基づくアレルギー対応の開始

**世田谷区立小・中学校における
アレルギー疾患への対応のてびき
＜第3版＞**

世田谷区教育委員会
令和2年12月改訂

世田谷区立小・中学校における
アレルギー疾患への対応のてびき
＜第3版＞

様式・参考様式集

世田谷区教育委員会
令和2年12月